

裁決書

審査請求人

〇〇 〇〇

処分庁

熊取町長

上記審査請求人が令和2年9月23日付けで提起した令和2年6月30日付けで熊取町長が行った指定居宅介護支援事業者としての指定の効力の全部停止処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 審査請求人は、平成31年2月から令和元年11月までの間、経営する居宅介護支援事業所（以下「A事業所」という。）で勤務する介護支援専門員（以下「X」という。）が、他の施設の業務にも従事しているにもかかわらずA事業所において専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員に該当するものとして指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。
- 令和2年6月30日、処分庁は、審査請求人に対する指定居宅介護支援事業者としての指定（平成29年7月1日指定）の効力の全部を3か月間停止する処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 審査請求人は、令和2年9月23日、熊取町長に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分の取消しを求めている。

- 不正請求期間は短期間であり、受領金額は著しく過大でないことから不当である。
- 介護支援専門員Xの行為は、事業所運営の一環と勘違いしたものであり、Xの本務に支障のない程度で行っていたものであることから、専従性違反の程度は軽微なものであり、本務に何ら支障も生じていない。

- (3) Xの行為に対する専従性違反の認定方法は、客観的な証拠に基づくものではなく、Xに対する質問調査において、予断を持ったうえで、かつ、威圧的態度をもって実施された尋問により得られたXの供述のみを証拠とするものであった。
- (4) 監査までの間に処分庁による指導が一度もなく、審査請求人の職員全員が特定事業所加算の算定要件についての知識及び理解が不十分であったがために起こったものであり、故意に、又は不正に加算分を取得しようとして行ったものではない。
- (5) 本件処分のように重い処分は、本来は、指導や不備等に対する是正勧告を行っただけで改善されない場合に、課すべきものである。
- (6) 不正請求の指摘後、適正な請求への切替、監査等の調査への積極的な協力、一貫した誠実な対応のほか、自ら対象事業所の運営停止・休業、再発防止策の報告等を行った。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 監査において発覚するまでの10か月間継続して不正な請求が行われており、到底期間が短いと考えることはできない。受領金額は、審査請求人が経営する当該不正請求を行った事業所の年間報酬額の7パーセントに相当するものであると試算しており、到底少額であると考えすることはできない。また、本件処分は、厚生労働省からの助言や他自治体の過去の処分事例も参考としており、処分の程度が著しく過大であるとは考えていない。
- (2) 厚生労働省が定める基準に照らし合わせた結果、Xの行為が専従要件を満たさないと判断したものであり、その程度が軽微であることや本務に何ら支障が生じていないことは当該不正請求の有無においては何らの関係もない。
- (3) 不正請求の認定については、Xの供述のみによるのではなく、関係各証拠に基づいて行われている。また、Xに対する質問調査における審査請求人が主張するような対応は一切していない。
- (4) 審査請求人が特定事業所加算Ⅱ等の新規算定の手続の際に、当該加算分の算定要件等を理解していたとした誓約書を提出していることや、聞き取り調査において当該届出を提出する前に何回も算定要件について確認したうえで提出したとの証言も得ていることから、当該加算分の算定要件等についての知識及び理解が不十分であったとは考えづらい。
- (5) 一定の金額に達した不正請求は、公共性を著しく侵害している重大かつ悪質性の高い違反であることから、指導・勧告等の措置はなじまない。
- (6) 処分は不正を行った事実を基に決定していくもので、指摘後の審査請求人の対応は当然のことである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 指定の全部効力の停止処分については、介護保険法（以下「法」という。）第84条第1項に「市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる」と規定されており、同項第6号には、「居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき」と規定されている。
- (2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日付老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」により、特定事業所加算（Ⅱ）については常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること、特定事業所加算（Ⅲ）については、常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があることが規定されている。
- (3) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日付老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」により、「専らその職務に従事する」については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである、と規定されている。
- (4) 平成18年8月1、2日に厚生労働省により開催された「全国介護保険指定基準・監査担当者会議」の「事業者の指定に係る留意事項について」において、「勧告・改善命令を行わなければ、指定の効力の停止・取消しを行うことはできないのか。」との問いに対し、「原則としては、行政指導、改善勧告及び改善命令を行ったのちに、なお改善がなされないような場合に、指定の効力の停止及び取消しといった手段をとるべきものと考えますが、例えば、著しく悪質な指定基準違反がある場合や、不正な手段によって指定を受けた場合などにおいては、勧告・改善命令及び指定の効力の停止を行うことなく、指定の取消を行うことも差し支えない。」との回答が示されている。

2 本件処分について

(1) 不正請求期間及び受領金額の程度と処分の重さについて

処分庁提出資料における他自治体の過去の処分事例（乙1号証）から判断すると、不正請求期間、受領金額に比して処分の程度が著しく重いものであるとは認められない。

(2) 介護支援専門員Xの行為における専従要件への抵触について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日付老企第22号）」（乙4号証）において「専らその職務に従事する」については、「原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。」とされている。

介護支援専門員Xが、勤務する居宅介護支援事業所以外の施設において業務を行っ

ていたことは、重要事項等説明等一覧表・重要事項説明書等（乙5号証）や聞き取り調書（元従業員）（乙6号証）からも確認でき、Xが専従の要件を逸脱していることは明白である。

（3）Xの行為に対する専従性違反の認定方法について

審査請求書に添付された診断書（甲1号証）は、専従性違反の認定にあたり行われたXに対する質問調査（乙14の1、乙14の2号証）が、威圧的態度をもって実施されたことを証するものとして提出されているものと考えられるが、威圧的態度をもって実施されたかどうかは、当該診断書で判断できるものではなく、また、威圧的態度をもって実施されたことを客観的に証する資料も他に提出されていないことから、この件については、真偽不明であると言わざるを得ない。

なお、専従性違反を証する客観的な資料（乙5、乙6号証）も処分庁から提出されており、Xの供述のみを証拠としたという審査請求人の主張は認められない。

（4）不正請求の故意性について

特定事業所加算Ⅱ、Ⅲの変更手続の際に、算定要件の内容を理解している旨の誓約書（乙8、乙9号証）が提出されていることから、特定事業所加算の要件についての知識及び理解が不十分であったという審査請求人の主張は認められない。

（5）処分に至るまでの指導・勧告がなかったことについて

処分に至るまでの手続については、行政裁量の問題であり、行政分野においてもさまざまであるが、この分野において処分庁や他自治体が行った同様の処分手例においても、指導・勧告の手続を経ずに処分を行ったものがほとんどであることが処分庁提出資料からうかがえる。

また、特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の人員に関する基準を満たしていないにもかかわらず、同基準に適合しているものとして届け出て、監査において発覚するまでの10か月間、指定居宅介護サービス計画費に関し継続して不正な請求を行っていたこと（乙11号証）は、著しく悪質なものであると言わざるを得ない。

以上のことから、指導・勧告の手続を経ずに処分を行ったことについては、違法又は不当な点は認められない。

（6）処分後の審査請求人の対応

処分後の審査請求人の対応は、処分内容に何ら影響を与えるものではないと言えることから、審査請求人の主張は認められない。

3 判断

1、2のとおり、審査請求人の主張は、すべて理由がないことから、棄却相当であると言えるが、本来、行政処分の取消しを求めるには、その取消しを求める処分の効力が現に存在していることが必要である。

本件においては、処分庁は、審査請求人に対し令和2年6月30日付けで指定居宅介護支援事業者としての指定の全部の効力を3か月間停止する処分を行い、同年9月29日

をもって当該処分効力の効力はすでに消滅している。したがって、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を現時点において有しておらず、本件審査請求は請求の利益を欠く不適法なものと言わざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、要件を欠き不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

第5 審理員意見書と異なる裁決の理由

令和2年12月28日に審理員から審査庁に提出された審理員意見書では、「本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。」とされているが、第3の3に記述のとおり、本件審査請求は請求の利益を欠く不適法なものと言わざるを得ないことから、審理員意見書とは異なり、本件審査請求を却下するものである。

令和3年3月12日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。